

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	明石市 健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

明石市長

公表日

令和7年7月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)に基づき、市内に居住する者に対し各種検診を実施するとともに、検診結果及び精密検査結果の管理や集計報告等を行う。
③システムの名称	保健情報管理システムTIARA、住民基本台帳ネットワークシステム、共通宛名システム、共通基盤システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の項番111 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条 明石市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第34号)第4条第3項 明石市個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年規則第46号)第3条第2項第2号及び別表第3の9の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供の根拠> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条項番139 <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番139
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局あかし保健所保健予防課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL078-918-5003
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	明石市福祉局あかし保健所保健予防課 〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7 TEL078-918-5668
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	検診等の結果を入力した際は、必ずダブルチェックをするようにしている。情報照会を実施する際は、他者に照会をしないように確認している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条 明石市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第34号)第4条第3項 明石市個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年規則第46号)第3条第2項第2号及び別表第3の9の項	事後	
令和5年6月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	感染対策局あかし保健所保健予防課	福祉局あかし保健所保健予防課	事後	重要な変更にあたらなため。(組織改正による修正)
令和5年6月16日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	明石市感染対策局あかし保健所保健予防課 〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7 TEL078-918-5668	明石市福祉局あかし保健所保健予防課 〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7 TEL078-918-5668	事後	重要な変更にあたらなため。(組織改正による修正)
令和6年8月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条 明石市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第34号)第4条第3項 明石市個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年規則第46号)第3条第2項第2号及び別表第3の9の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の項番111 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条 明石市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第34号)第4条第3項 明石市個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年規則第46号)第3条第2項第2号及び別表第3の9の項	事後	軽微な修正(法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> 番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条 <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第50条	<情報提供の根拠> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条項番139 <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番139	事後	軽微な修正(法改正に伴うもの)
令和7年7月16日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	(新規)	[]適用した	事後	軽微な修正(様式変更に伴うもの)
令和7年7月16日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	(新規)	[]人手を介在させる作業はない 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か：十分である 判断の根拠：検診等の結果を入力した際は、必ずダブルチェックをするようにしている。情報照会を実施する際は、他者に照会をしないように確認している。	事後	軽微な修正(様式変更に伴うもの)
令和7年7月16日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	軽微な修正(様式変更に伴うもの)